

令和6年度第1回滝沢市工場等設置奨励委員会 会議録（公開用）

1 会議の名称

令和6年度第1回滝沢市工場等設置奨励委員会

2 開催日時

令和6年9月19日（木）10時00分～10時20分

3 開催場所

滝沢市役所分庁舎2階 第6会議室

4 出席状況

(1) 滝沢市工場等設置奨励委員会委員

	区分	氏名	所属	職名
1	[学識]	亀田 昌志	いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター	センター長
2	[学識]	古川 健一	公益財団法人いわて産業振興センター ものづくり振興部	部長
3	[学識]	金子 直史	東北銀行 滝沢支店	支店長
4	[商工]	民部田 健一	滝沢市商工会	事務局長
5	[行政]	藤原 賢悦	岩手県商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 企業立地推進担当課	課長

(2) 滝沢市

	所属	職名	氏名
1	経済産業部 企業振興課	課長	佐々木 敬志
2	経済産業部 企業振興課	主査	佐々木 佑
3	経済産業部 企業振興課	主任	大井 創太郎

5 傍聴人の有無

なし

## 6 会議資料の名称

以下のとおり。(4)資料1及び(5)資料2については、申請企業の事業や財務活動等に関する情報が含まれるため、非公開とする。

- (1) 次第
- (2) 名簿
- (3) 滝沢市工場等設置奨励条例の奨励措置に係る委員会への諮問について
- (4) 資料1 滝沢市工場等設置奨励措置適用工場等指定の概要
- (5) 資料2 滝沢市工場等設置奨励制度要件適合審査表
- (6) 資料3 滝沢市工場等設置奨励条例
- (7) 資料4 滝沢市工場等設置奨励条例施行規則
- (8) 資料5 滝沢市工場等設置奨励条例施行規則事務取扱要綱

## 7 会議記録

- (1) 開会
- (2) 挨拶

新任委員2名が自己紹介を行った。その後、企業振興課長より、委員6名中5名の出席があり、滝沢市工場等設置奨励条例第15条第2項の規定による委員の半数以上の出席となることから、本委員会が成立することについて報告がなされた。

- (3) 議事

### ア 議案第1号 滝沢市工場等設置奨励委員会委員長の互選について

#### **【進行】企業振興課長**

滝沢市工場等設置奨励条例第14条第2項において、「委員長は委員会を代表し、会議を総理し、会議の議長となる」と規定されているが、前委員長が退任しており、現段階では委員長が不在の状況である。

同条例第14条第3項において、「副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時、また欠けたときは、その職務を代理する」と規定されていることから、委員長選出までの間、民部田副委員長に議長をお願いしたい。

#### **【進行】副委員長**

委員長が選出されるまで暫次、議事の進行を務める。

次第3、議案第1号「滝沢市工場等設置奨励委員会委員長の互選について」。

滝沢市工場等設置奨励条例第14条にて、「委員会の委員長、副委員長を各1人おき、委員のうちから互選する」と規定されているので、委員長の互選をしたい。

委員長の選出方法について、委員の皆様から意見等ないか。

#### **【意見】委員**

事務局案があればお願いしたい。

#### **【説明】事務局**

大学教授ということで、市の産業振興において中立の立場である、亀田委員に委員長をお願いするのが良いのではないかと事務局では考えている。

#### **【進行】副委員長**

異議等ないか。

→ 委員からの異議なし。

異議がないようなので、亀田委員を委員長に選任する。

委員長から一言、挨拶をいただきたい。

**【挨拶】委員長**

この委員会は、滝沢市内における工場の立地を奨励することで、産業振興や雇用促進を図り、地域経済の発展に資することを目的としているものとなる。委員の皆様においては様々な立場から、産業振興に尽力いただいているところだと思うが、皆様の知見や経験に基づく意見等をいただきながら、この委員会を運営していきたい。

**【進行】副委員長**

ここで議長を交代することとし、これ以降の進行は委員長にお願いすることとする。

イ 諮問第1号 滝沢市工場等設置奨励条例に基づく奨励措置適用工場の指定について

**【進行】委員長**

次に、次第3、「諮問第1号 滝沢市工場等設置奨励条例に基づく奨励措置適用工場の指定について」。

当委員会へ滝沢市長より諮問された案件について審議を行う。

この議事には、企業の事業や財務活動に関する情報が含まれることから、非公開という扱いとし、この議事の審議の間は傍聴の受け入れをしないこととしてよろしいか。

→ 委員からの異議なし。

では、この議事の審議は非公開として扱う。

※以降、次第3「議事」についての内容は、非公開。

**【進行】委員長**

他に質問等ないようなので、諮問案件についての採決を行う。

諮問第1号について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求める。

→ 委員全員が挙手。

議事については以上で終了となるが、次第4「その他」について、何かあれば発言願う。

→ 委員、事務局からの発言なし。

(4) 閉会